

## 令和7年第7回氷川町議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月12日  
午前10時00分開議  
於 議場

### 1. 議事日程（3日目）

- |        |        |   |
|--------|--------|---|
| 日程第 1  | 承認第10号 | 専決処分の報告及び承認について<br>令和7年度氷川町一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第 2  | 議案第46号 | 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について          |
| 日程第 3  | 議案第47号 | 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について          |
| 日程第 4  | 議案第48号 | 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第 5  | 議案第49号 | 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について      |
| 日程第 6  | 議案第50号 | 氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 7  | 議案第51号 | 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8  | 議案第52号 | 令和7年度氷川町一般会計補正予算（第11号）について                |
| 日程第 9  | 議案第53号 | 令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について           |
| 日程第 10 | 議案第54号 | 令和7年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について             |
| 日程第 11 | 議案第55号 | 令和7年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について          |
| 日程第 12 | 議案第56号 | 令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第4号）について              |
| 日程第 13 | 認定第 1号 | 令和6年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について                 |
| 日程第 14 | 認定第 2号 | 令和6年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第 15 | 認定第 3号 | 令和6年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について             |
| 日程第 16 | 認定第 4号 | 令和6年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について          |

- 日程第17 議案第57号 令和6年度氷川町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第18 議案第58号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第19 議案第59号 物品売買契約の締結について
- 日程第20 質問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第21 発議第1号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 選挙管理委員の選挙について
- 日程第23 選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程第24 議員派遣の件
- 日程第25 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第26 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1番	小佐井めぐみ	2番	陳野智美
3番	飯田健二	4番	西尾正剛
5番	清田一敏	6番	長尾憲二郎
7番	上田俊孝	8番	吉川義雄
9番	片山裕治	10番	米村洋
11番	木下厚	12番	三浦賢治

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 畠野光昭 書記 三好裕子

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	西村裕	総務課長	坂本哲也
企画財政課長	國岡信吾	税務課長	荒平健二
町民課長	西村憲志	福祉課長	尾崎徹
農業振興課長	陳野国司	農地課長	坂梨俊弘
建設下水道課長	白丸浩二	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	柿本宏樹	学校教育課長	増住豪二
生涯学習課長	谷岡賢一	代表監査委員	島田博行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（三浦賢治君） 皆さんおはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 承認第10号 専決処分の報告及び承認について

令和7年度氷川町一般会計補正予算（第10号）

○議長（三浦賢治君） 日程第1、承認10号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第10号を採決します。本案は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、承認第10号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 議案第46号 氷川町一般職の職員の給料に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第2、議案第46号、氷川町一般職の職員の給料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第46号を採決します。本案は、可決することに賛成の方は起立願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3 議案第 47 号 氷川町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第3、議案第47号、氷川町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。本案は、可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 4 議案第 48 号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第4、議案第48号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 議案第 49 号 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第5、議案第49号、氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

#### 日程第 6 議案第50号 氷川町技能労務職の給料の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第6、議案第50号、氷川町技能労務職の給料の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第 7 議案第51号 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第7、議案51号、氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第 8 議案第52号 令和7年度氷川町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（三浦賢治君） 日程第8、議案第52号、令和7年度氷川町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

飯田健二君。

○3番（飯田健二君） 初日でもう少し聞きたかったんですけど、ちょっと分からないところがまだあったんで、少しだけ聞かせてください。

まず、21ページ、25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金の中で、農業用機械・施設復旧等支援事業補助金というのがございますけれども、こちらの内容について、少しお伺いしたいんですけども、その中で今回の復旧費には、国が10分の3、そして県が10分の2、町が10分の2負担で、受益者負担が3割というところでよろしかったのか、そしてまた、い草の食器等の特別なやつに関してはまた違った10分の3とか何があると思うんですけど、そこをちょっと詳しく教えてください。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 今回計上しております予算ですけれども、9月の補正とあわせまして、総額で2億5,500万円の補助金の計上となっております。

こちらにつきましては、農地利用効率化等支援交付金というのがございまして、国が10分の3以内、県と町が10分の2以内というのが原則となっております。

ただ、い草の専用機械につきましては、産地の継続の観点から、県と町それぞれ10分の3まで、上乗せできますので、結果的に事業者負担が1割という形になるかと思われます。以上です。

○議長（三浦賢治君） 飯田健二君。

○3番（飯田健二君） それでは、続きまして、17ページをお願いします。

15款、民生費、5項、社会福祉費、15目、障害者福祉費、19節、扶助費、その中で障害福祉サービス費っていうのが、ちょっと上がってきています。

こちらのサービス料のサービス費の増額要因は、利用者数の増加なのか、サービス単価の上昇なのか、また今後も継続的な増加が見込まれるのかお尋ねします。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎徹君） 福祉課からお答えいたします。

先ほど、議員さんが言われましたように利用者が年々増加しております。

それにあわせまして、処遇改善の加算等の制度改正もあっておりましてサービス

単価も上昇しております。

今後も、利用者の方を支援される方の高齢化等に伴いまして、支援される方が亡くなられた後を見据えて、グループホームとかの施設等に入所される方等も増えていくと思いますので、今後も、増えていく見込みと思います。以上です。

○議長（三浦賢治君） 飯田健二君。

○3番（飯田健二君） 分かりました。それでは、次14ページをお願いします。

10款、総務費、5項、総務管理費、85目、ふるさと氷川応援基金、24節、ふるさと応援基金、ふるさと氷川応援基金積立金についてです。

こちら、今回2億円の増加をして基金に積み立てられています。この2億円の寄附増加について、どの分野の返礼品やプロモーションが寄附増につながったのか分析されていますでしょうか。

また、今回積み立てた2億円を、今後どのような施策で活用していくのか、氷川町の将来ビジョンに照らした基金活用方針を伺います。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 飯田議員の質疑に対しまして、答弁いたします。

返礼品の登録件数につきましては、現在408件ございます。

今年度の返礼品のランキングにおきましては、昨年同様、鳥肉が上位を占めているところでございます。

増加の要因につきましては、鳥肉の人気はもちろんのことですが、今年度から、吉野梨の先行受付を開始したことや、うるち米の導入の返礼品についても、寄附額を伸ばした要因の一つと考えているところです。

寄附金の使い道につきましては、寄附者が選択できるものになっております。

こちらの希望に沿いまして、氷川町におきましても、関連事業へ充当しているところでございます。以上でございます。

○議長（三浦賢治君） 飯田健二君。

○3番（飯田健二君） それでは、次に11ページ、85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、財政調整基金繰入金、こちら1億8,000万円の基金が補填されています。

今回の財政調整基金繰入れにより、令和7年度末の基金残高は、どの程度になるのか、また、この水準は町として適切と考えているのかお伺いします。

また、物価高や災害復旧が続く中今後の財政調整基金の積み増し方針、あるいは健全な財政運営に向けた考え方を伺います。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 企画財政課よりお答えします。

財政調整基金の現在高ということですけれども、前年度末残高が、昨日の決算書でもお示ししましたが、11億3,000万円程度ございます。

今回の補正予算、1億8,000万円の繰入れにより、今年度の繰入れの総額が、9億1,000万円となっております。

そこに、また今年度の基金積立金 2 億 2,000 万円を補正計上しております。

それから計算しますと、現在高が 4 億 5,000 万円程度と、現在高はなっておりまます。ただこれは、年度末に例年執行残、この基金を充当している事業の執行残等が大体 1 億円から 2 億円、残が出てきますので、年度末を考えますと、大体 6 億円、7 億円程度になる見込みと考えているところです。

今後の積み立ての方針につきましては、これは、地方財政法で規定されておりまして、繰越額の 2 分の 1 以上は、基金に積み立てることとなっておりますので、それに基づいて積み立ては考えております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 飯田健二君、議案第 52 号についての質疑は、もう 4 回目、5 回目になりますので、だんたいは、3 回ですので、あとは各担当課長に聞いてください。

○3 番（飯田健二君） わかりました。

○議長（三浦賢治君） ほかにありませんか。

吉川義雄君。

○8 番（吉川義雄君） 2 点だけお聞きします。

まず、14 ページ、10 款、5 項、30 目、12 節と 13 節にまたがる使用料及び賃借料、総合行政システム関係の予算が組まれています。

これには、自主財源 1,000 万円ほど出していくわけですが、こういうシステム関係の予算の財源というのは、どうなっているのか、まず 1 つお伺いしたいと思います。その点が 1 点。

歳出も一緒にお聞きしていいですか、議長、いいですか。

○議長（三浦賢治君） はい。

○8 番（吉川義雄君） 22 ページ、45 款、10 項、5 目、10 節、需用費修繕料、これは経年劣化による電話交換機の修理というふうに説明がありました、これは、1 台の機械なんでしょうか。修理の内容をもう少し詳しくお聞かせください。その 2 点お願いします。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 吉川委員からご質問がありました、使用料及び賃借料の部分に関してですけれども、今回予算の説明でもございましたが、標準化の延期に伴いまして、これまで 12 月分までの予算を当初で組んでいたんですけども、その残りの 3 カ月分新たに今回補正をしている部分になっております。

この部分につきましては、財源としましては、現在のところ一応そのまま今の事業の継続ということになりますので、単独費という形での計上しております。以上です。

○議長（三浦賢治君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 議員ご質問の修繕料についてですが、竜北西部小学校の電話機になります。

電話自体、経年劣化、かなり年数も過ぎておりますので、現在かなり頻繁に故障

等が発生して、不通になることもあります。

それで、全体的に取り替えるということで、電話の主装置1台と、それから、電話機も6台、更新することとしています。以上になります。

○議長（三浦賢治君）　吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君）　使用料サポートですね、総合行政サービスシステムサポート、これ標準化に伴うものということで、実は全国知事会とか、町長が行かれた町村長会、もっと予算をくれというふうに意見書を出されたのかなと思いますが、これは今後もっと費用がかかるというふうに話になってますが、今回、自主財源1,000万円使ってはいるが、後で入ってくる可能性もあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（三浦賢治君）　総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君）　国の補助金などで見れる部分としましては、標準化移行に係る経費につきましては、国の方でDX関係の補助金ということで見れるようにはなっておりませんので、その分は入ってくると思いますが、これについては、今のところ予定はされていません。以上です。

○議長（三浦賢治君）　吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君）　予算の教育委員会関係の、学校教育課関係の予算の説明の時に言われたのは、交換機が経年劣化で不通になるというふうな話がありました。

その機械だけで149万円もするのかなとちょっとびっくりしたんですが、それと併せて、電話機も一緒に変えるわけですね。

ちなみに、これは金額的にどうなのかあれなんですが、入札をされる予定なんですか。されるか、されないかだけで結構です。

○議長（三浦賢治君）　学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君）　今回修繕料で、予算のほうお願いしているところですが、随意契約可能金額内でございますので、随意契約と考えております。以上です。

○議長（三浦賢治君）　ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君）　これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君）　討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君）　起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第53号 令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第

### 3号)について

○議長（三浦賢治君）　日程第9、議案第53号、令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君）　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君）　討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君）　起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第10　議案第54号　令和7年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（三浦賢治君）　日程第10、議案第54号、令和7年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君）　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君）　討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第54号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君）　起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第11　議案第55号　令和7年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（三浦賢治君）　日程第11、議案第55号、令和7年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君）　質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第12 議案第56号 令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（三浦賢治君） 日程第12、議案第56号、令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第56号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第13 認定第1号 令和6年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦賢治君） 日程第13、認定第1号、令和6年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、認定1号は原案のとおり認定す

ることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第14 認定第2号 令和6年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦賢治君） 日程第14、認定第2号、令和6年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、認定2号は原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第15 認定第3号 令和6年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦賢治君） 日程第15、認定第3号、令和6年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、認定第3号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、認定3号は原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第16 認定第4号 令和6年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦賢治君） 日程第16、認定第4号、令和6年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、認定第4号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、認定4号は原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第17 議案第57号 令和6年度氷川町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（三浦賢治君） 日程第17、議案第57号、令和6年度氷川町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第57号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第18 議案第58号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理の事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（三浦賢治君） 日程第18、議案第58号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理の事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第58号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第19 議案第59号 物品売買契約の結成について

○議長（三浦賢治君） 日程第19、議案第59号、物品売買契約の結成についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 物品の売買契約ですけど、ノートパソコン、タブレットを363台を購入する契約ですが、指名競争入札になっています。何社指名されたんでしょうか、うち、町内もあれば教えてください。

また、落札率について、お願いをいたします。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 吉川議員のご質問に、ご回答いたします。

本案件につきましては、11月20日に入札のほうを執行しております。

指名業者数につきましては、5社で実施しております。そのうち町内業者はございません。

なお、本件の落札率につきましては77.2パーセントでございました。以上でございます。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 5社は全て町外で、もしよければ、熊本、八代、分かれば教えていただけますか。

今分かれば教えてください。分からなかった後でまた聞きに行きますけど。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） ちょっと業者の資料をお持ちしてないので、後でよろしいですか。

○議長（三浦賢治君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） 入札責任者ということでお答えさせていただきます。

この分につきましては、個人情報の関係もあります。閲覧という手続がございますので、その中で手続をとって請求をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） 社名とか要らないんですが、八代市だけだったのか、熊本市だけだったのか、それだけ分かればなってちょっと思ったんですよ。

地元にないから地元は指名できなかつたんだろうと思いますから、それを聞きま

した。それも、答弁できないっていいですか。

○議長（三浦賢治君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平 逸郎君） 現在放送があってますので、不特定多数の方が見ていらっしゃいます。この場では、その分がお答えできません。

ただ、閲覧という手続ありますので、議会が終わった後にお尋ね頂くと、その分については、お答えできます。以上でございます。

○議長（三浦賢治君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第20 質問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（三浦賢治君） 日程第20、質問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、質問第3号を採決します。本案は適任者として推薦することに賛成の方は起立お願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、質問第3号は適任者として推薦することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第21 発議第1号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（三浦賢治君） 日程第21、発議第1号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） それでは、発議第1号についてご説明いたします。

発議第1号、氷川町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について、私が提出者となり、清田一敏議員はじめ6名の賛成を得ましたので提出いたします。

氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次は、条例の改正案ですが、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、氷川町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年氷川町条例第38号）の一部を次のように改める。

第8条の2第1項中、「本町の区域に」を削る。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

この発議の提案理由についてご説明いたします。

今から5年前に、多くの議員の声として、何とか氷川町の人口減少を少しでも食い止めまた、災害時の緊急時にできる限り速やかに対応できるよう、町外の賃貸住居から通勤する職員の住居手当を廃止することで、町内の住宅に越してもらい、町の人口が増え、また、災害の際には、一刻も早い職員招集ができるというのを、主な狙いとした議員発議による条例改正でした。

しかしながら、当時と比較し、現在、町外から通勤する職員数に変わりはなく、家庭内の事情で町内に居住することが困難であるのが現状のようです。

また、災害対策に対しましては、現在は早めの気象庁予報によって、災害対策本部を設置することで、職員の招集にそう支障がないとのことです。

ここで、再び他の自治体並みに、町外からの通勤職員の住居手当を元に戻すことで、職員が抱く不公平感を解消させ、町職員が一体となって、氷川町のために業務に邁進していただきたいと強く願うものです。

以上が、この条例の一部を改正する提案でございます。

○議長（三浦賢治君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） この発議について、今は説明がありましたように、状況が大きく変わってきたからということでありました。

私は、当時制定する時に反対をいたしました。それには幾つか異論もあったからであります。結果、賛成多数でこの条例は施行されました。

それで、発議者に、ちょっとお伺いしたいんですが、まず1点目は、この条例が施行されてから、役場職員の、町外の職員の退職等はありませんでしたか。

また、条例が今回元に戻されるわけですが、大変これいいことです。これに伴う予算等は幾らぐらい増えるようになってるんでしょうか。分かればその2点教えていただきたいと思いますが。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） まず、予算につきましては、概ね400万円ぐらいです。

次に町外からの中途退職者がいたかどうかというのは、職員がいることは確かにございます。以上です。

○議長（三浦賢治君） 吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君） あと1点お伺いします。

この条例を改正して、町外から町内に移ってきた職員もおられたかどうか分かりますか。

○議長（三浦賢治君） 西尾正剛君。

○4番（西尾正剛君） そこのところは調査しておりませんが、5年前は14名、町外からの通勤者がいたのが、現在も14名ということを調べております。

○議長（三浦賢治君） ほかにありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、発議1号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（三浦賢治君） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第22 選挙管理委員会の委員の選挙

○議長（三浦賢治君） 日程第22、選挙管理委員会の委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、永田俊雄さん、尾田精一さん、中村健一さん、谷本一博を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました永田俊雄さん、尾田精一さん、中村健一さん、谷本一博さんを選挙管理委員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、永田俊雄さん、尾田精一さん、中村健一さん、谷本一博さんが選挙管理委員に当選されました。

-----○-----

### 日程第23 選挙管理委員補充委員の選挙

○議長（三浦賢治君） 日程第23、選挙管理委員補充委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充委員に、水野浩さん、片岡紀代美さん、吉田潤一さん、松本代継さんを指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました水野浩さん、片岡紀代美さん、吉田潤一さん、松本代継さんを選挙管理委員補充員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました水野浩さん、片岡紀代美さん、吉田潤一さん、松本代継さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

-----○-----

### 日程第24 議員派遣の件

○議長（三浦賢治君） 日程第24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第25 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

日程第26 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（三浦賢治君） 日程第25、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の申出についてから、日程第27、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてまで、一括議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元の配付のとおり、閉会中の継続審査の申出書が提出されています。

お諮りします。

各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査をすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

町長から閉会にあたっての挨拶の申出があります。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 閉会にあたりまして、一言御札を申し上げたいというふうに思います。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重にご審議を賜り、全議案につきまして、円滑な円満なるご決定を頂き、誠にありがとうございました。

去る10日の一般質問で、学校給食費無償化に向けた米村議員との議論を交わしました。国の方針がまだ決まらない状況にございます。今日の新聞に載っていましたけども、知事会も猛反発をいたしております、全て国費でやってほしいということございます。

その動向を注視をしてまいりますが、国の方針が決定しない場合は、先般も申し上げましたとおり、来年度から現在の保護者の負担の3割を町単独で削減をしたいというふうに思っております。

金額で申し上げますと、小学校1校あたりの現在の月額が4,400円であります。それを、3,080円に、中学生1人当たりの現在の月額5,000円を、3,500円に削減するということでございます。合わせますと、1,000万円を超える財源が必要となります。新年度予算に計上いたしますので、議員各位のご理解と、またご協力をよろしくお願いをいたします。

先ほど職員の住宅手当の改正がございました。関連いたしまして、職員の給料の指標であります、ラスパイレス指標が県下でも、かなり下位のほうに氷川町ございます。同じ仕事をしている中で、差があるというのはやはり、私も非常に心苦しい

ところがございました。

これまで、期末勤勉手当のみに人事考課の評価を採用いたしておりましたが、来年1月の定期昇給からこの評価を定期昇給にも導入することといたしました。

しかも、できましたら幅広く、幅広い職員にそれが適用できるようなやり方で実施したいということで、先般、職員組合のほうにもその方針を伝えまして、了承を得たところでありまして、来年1月の定期昇給から導入をしてまいります。

そういうことによりまして、ラスパイレス指数が上昇するものと思っておりまして、1年でできるのか、2年でできるのか、3年かかるのか、分かりませんけれども、しっかり県下の上位に行けるように、これからも皆さん方のご協力を頂き、ご理解を頂いて進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、本定例会で頂きましたご意見、ご提案につきましては、今後の町政の参考に、町政運営の参考にさせていただきたいというふうに思っております。

皆さまご承知のとおり、我が国は、議会制民主主義の国家であります。国民が選挙で選んだ代表者、議員が法律や政策を多数決で決める仕組みとなっております。

地方自治体も同様でありまして、そのような仕組みの中で、私も含めてございますが、公人となった以上、公私混同をせず、滅私奉公の精神でこれからも、町政運営にあたってまいりたいというふうに思っておりますので、共に頑張ってまいりましょう。

寒さが厳しくなってまいります。どうぞご自愛の上、今後ともご活躍をされますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたりましての御礼の言葉といたします。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦賢治君） 会議を閉じます。令和7年第7回氷川町議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前10時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 8年 1月26日 氷川町議会議長 三浦賢治

令和 8年 1月26日 氷川町議会議員 飯田健二

令和 8年 1月26日 氷川町議会議員 西尾正剛